

アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領

(目的)

第1 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第46のアメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る植物検疫の実施に関して、平成18年2月1日農林水産省告示第114号（以下「告示」という。）に規定する加熱加工処理施設の指定を円滑に行うため、この要領を定める。

(定義)

第2 この要領で「処理施設」とは、ばれいしょ生塊茎を加熱加工処理するための施設をいう。

(指定基準)

第3 当該処理施設の指定は、別表の基準（以下「指定基準」という。）に基づいて行うものとする。

(指定の申請)

第4 植物防疫官は、第3の指定を受けようとする者に対し、ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設指定申請書（別記様式1。以下「申請書」という。）を当該処理施設の所在地を管轄する植物防疫所長（植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。以下同じ。）に提出させるものとする。

(審査)

第5 植物防疫所長は、第4の申請書の提出があったときは、植物防疫官に次の審査を行わせるものとする。

(1) 書類審査

申請書に基づき、当該処理施設が指定基準に適合するか否かを審査するものとする。なお、審査の結果、指定基準に適合しないと認めたときは、(2)の実地審査は行わないものとする。

(2) 実地審査

当該処理施設が申請書記載事項の内容と合致しているかどうか審査するものとする。

(審査結果の報告)

第6 植物防疫官は、第5の審査終了後、遅滞なく、その結果をとりまとめ、意見を付して植物防疫所長に報告しなければならない。

(指定の決定)

第7 植物防疫所長は、第6の報告を受けたときは、その内容を審査し、指定基準に適合している処理施設について植物防疫所指定ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設として指定するものとする。

(指定の通知)

第8 植物防疫所長は、第7の指定を行った後、遅滞なく、書面（別記様式2）をもって申請者に通知するものとする。

(指定施設の表示及び加熱加工処理実施記録表の備え付け)

第9 植物防疫所長は第7の指定を行ったときは、指定申請者に対し、当該処理施設に「植物防疫所指定ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設」の表示を掲げさせるとともに、ばれいしょ生塊茎加熱加工処理実施記録表（別記様式3）を備え付けさせるものとする。

2 前項の記録表には、加熱加工処理の都度その実績を記入し、3年間保存させるものとする。

(指定の有効期間)

第10 処理施設の指定の有効期間は、2年間とする。

(届出)

第11 植物防疫所長は、第10の期間中に次の事項が生じたときは、当該処理施設の指定申請者に対し、遅滞なく、その旨を届出させるものとする。

- (1) 申請書の記載事項に変更があった場合
- (2) 災害その他の事由により当該処理施設が破損等した場合
- (3) 当該処理施設を閉鎖した場合

2 植物防疫所長は、前項の届出があったときは植物防疫官に届出事項等について審査を行わせるものとする。

(指定取消し等)

第12 植物防疫所長は、第10の期間中に次の事項が生じたときは、指定の取消し又は使用の一時停止を行うことができる。

- (1) 改造、破損等により当該処理施設が指定基準に適合しなくなったとき
- (2) 「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」（平成18年2月1日付け17消安第10801号消費・安全局長通知）10の（7）の指示事項に違反があったとき

2 植物防疫所長は、前項により、処理施設の指定の取消し又は使用の一時停止を行ったときは、当該処理施設に係る第9の「植物防疫所指定ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設」の表示の掲示を止めさせるものとする。

(継続指定等の申請)

第13 第10の指定の有効期間終了後、引き続き当該処理施設を植物防疫所指定ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設として使用しようとする者に対し、当該有効期間終了の日の1か月前までに申請書を指定を受けている植物防疫所長に提出させるものとする。

(継続指定等の決定及び通知)

第14 植物防疫所長は、第13の申請があったときは、植物防疫官に第5の審査を行わせるものとする。ただし、第5の(1)の書類審査の結果、当該処理施設に変更がなく、かつ取締上支障がないと認めたときは、第5の(2)の实地審査を省略することができる。

2 審査結果の報告、指定の決定及び通知については、第6、第7及び第8の規定を準用する。

(加工処理施設の公表)

第15 植物防疫所長は、毎年4月1日現在における管内の処理施設をインターネットを利用して公表するものとする。

別表（第3関係）

ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設の指定基準

項 目	基 準
加熱加工処理施設の位置	植物防疫法施行規則第6条第1項に掲げる港の港頭地域内にあること。
加熱加工処理責任者	植物防疫官が指示した事項を確実に履行しうる責任者がいること。
加熱加工処理施設までの運搬経路	水路又は陸路(密閉型輸送機器を使用すること。)によること。
運 搬 用 具	荷こぼれ等の生じない運搬用具が備えられていること。
加熱加工処理施設の構造・装置	1 ばれいしょ生塊茎の搬入に当たり、当該ばれいしょ生塊茎及びその残さが分散しない構造を有していること。 2 摂氏 130 度以上の油で2分間以上浸漬でき、かつそれを監視できる装置を有していること。 3 加熱加工処理過程で生じるきょう雑物・残さ等が外部に漏れない構造を有していること。 4 運搬、搬入、加工処理等で使用した器具等を消毒する設備を有すること。 5 排水中の残さ等がろ過できる構造となっていること。
隔 離 保 管 施 設	他の貨物から隔離して保管できる構造であること。

別記様式 1 (第 4 関係)

ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設指定申請書

年 月 日

植物防疫（事務）所 $\left[\begin{array}{l} \text{支 所} \\ \text{出張所} \end{array} \right]$ 長 殿

住 所
電話番号
代表者 氏 名 印

下記施設をばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設として指定されたく、関係書類（施設所在地見取図、運搬経路見取図、加熱加工処理施設配置図）を付して申請します。

記

施 設 名	
所 在 地	(電話 番)
加 熱 加 工 処 理 責 任 者	
運 搬 経 路	
加熱加工処理施設の構造・装置	
隔 離 保 管 施 設	
備 考	

- (注) 1 隔離保管施設の所有者等が加熱加工処理施設の所有者等と異なる場合、隔離保管施設の所有者等から、隔離保管の施設として使用許可の同意を得た旨の書面を添付すること。
- 2 継続指定の場合は、関係書類を必要としないが、備考欄に旧指定番号を記入すること。
- 3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

別記様式2（第8関係）

ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設指定通知書

番 号
年 月 日

殿

植物防疫（事務）所 $\left[\begin{array}{l} \text{支 所} \\ \text{出張所} \end{array} \right]$ 長 ㊟

貴殿からばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設として指定申請のあった件は、下記の条件を付して指定する。

- 1 加熱加工処理施設名
- 2 加熱加工処理施設所在地
- 3 加熱加工処理責任者氏名
- 4 隔離保管施設

記

- 1 申請書の記載事項に変更があった場合又は災害その他の事由により当該処理施設を閉鎖した場合は、遅滞なくその旨を届け出ること。
- 2 加熱加工処理実施の都度、その実績をばれいしょ生塊茎加熱加工処理実施記録表に記入すること。
- 3 4の期間中であっても次の事項が生じたときは当該処理施設の指定の取消し又は使用の一時停止を行うことがあること。
 - (1) 改造、破損等により当該処理施設が指定基準に適合しなくなったとき
 - (2) 当該処理施設の指定申請者又は加熱加工処理責任者が植物防疫官が指示した事項に反する行為を行ったとき
- 4 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

別記様式 3 (第 9 関係)

申請番号
年 月 日

ばれいしょ生塊茎加熱加工処理実施記録表

施 設 名
担 当 者

[illegible]